

静岡県教育委員会告示第14号

教職員の勤務時間の割振り等に関する基準（平成13年静岡県教育委員会告示第8号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 週休日の振替等 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条に規定する<u>週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>(休日勤務に伴う代休日の指定)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(割振り等の調整期間)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 校長は、第5条の規定に基づいて、週休日の振替等を行う場合は、<u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年静岡県人事委員会規則13—32。以下「勤務時間規則」という。）</u>第3条の規定により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 週休日の振替等 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条に規定する<u>週休日の振替え及び半日勤務時間の勤務時間の割振り変更</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p><b>第5条の2</b> 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年静岡県人事委員会規則13—32。以下「勤務時間規則」という。）第3条第2項に規定する任命権者が定める時間は、<u>4時間又は3時間45分とする。</u></p> <p>(休日勤務に伴う代休日の指定)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(割振り等の調整期間)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 校長は、第5条の規定に基づいて、週休日の振替等を行う場合は、<u>勤務時間規則</u>第3条の規定により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。